平成２２年（フ）第４７７９号
大阪府東大阪市長田３丁目７番27―305号
破産者　古松　良次
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９６６号
大阪市住之江区粉浜１丁目20番20号
破産者　山口　公子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１７０号
大阪府吹田市春日４丁目11番２―411号
破産者　井上　大典
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１９２号
大阪市住吉区苅田７丁目６番23号
破産者　葉田由紀江こと　林　由紀江
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３４２号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―1303号
破産者　ＷＩＬＬこと　中谷　貴之
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１８５２号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目10番28号　サイレントフジ101号室、前住所大阪府藤井寺市野中２丁目５番16号
破産者　松の木こと　松木　住夫
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９４３号
堺市南区桃山台４丁９―４、開始決定時の住所堺市南区桃山台４丁３番23―108号
破産者　嵐　　要
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
堺市堺区戎島町１丁51番地　グレイシー403号
破産者　山村　楽子（旧姓藤本・近藤）
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８０８号
堺市堺区向陵中町３丁８番34号
破産者　池口　享美
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
兵庫県明石市大久保町大窪2548―４、住民票上の住所神戸市中央区中山手通２丁目13番２号４Ｆ
破産者　平林　茂夫
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７１号
千葉県流山市西初石６丁目818番地の２（新Ａ21街区３）Ｂ―205、開始決定時の住所神戸市須磨区潮見台町５丁目３番５―507号
破産者　大橋　正佳
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目８番２号、前住所兵庫県尼崎市東難波町２丁目６番３号　コウホウハイツ１―101号
破産者　水嶋　弘子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８１号
兵庫県西宮市中浜町１番23号　木田コーポ201号、前住所大阪府八尾市北木の本２丁目35番地の18
破産者　丸田　宗一
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９５号
兵庫県尼崎市久々知１丁目５番12号
破産者　土田　　徹
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８８号
兵庫県西宮市河原町５番34―108号、前住所兵庫県芦屋市翠ケ丘町16番16―425号
破産者　白磯　洋海
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９３号
兵庫県芦屋市若宮町５番22号
破産者　田口ガラスこと　田口　信夫
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１号
兵庫県姫路市西庄190番地
破産者　エレクトラこと　丸山　雅唯
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３０７号
兵庫県姫路市御立中３丁目１番28号
破産者　インテリア井上、インテリアＩＮＯＵＥこと　井上　壽美
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４６０号
兵庫県姫路市余部区上余部226番地サングレース202号室
破産者　丸尾眞智子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部